

機関名: 北海道教育大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ア 告発等の取扱い ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規則において、「通報等を受けたときから概ね 30 日以内」と定めており、調査の要否の判断の期限が不明確な状況となっていた。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘についても告発して取り扱うこと、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断すること、本調査を実施しない場合の配分機関への報告について定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規則を改訂することとした。 イ 調査委員会の設置及び調査 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規則において、調査委員会が不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を実施することが定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規則を改訂することとした。 オ 配分機関への報告及び調査への協力等 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規則において、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関へ提出することが定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規則を改訂することとした。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【特殊な役務に関する検収について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ マニュアルにおいて、成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までにマニュアルを改正することとした。

特徴的な取組事例

第4節 研究費の適正な運営・管理活動
【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】
○ 購入物品の返品による架空請求を防止するため、納品検収時に購入物品への「検収印」の押印又は「検収シール」の貼付をルール化している。

機関名:新潟大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
該当なし
特徴的な取組事例
第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 ○ 統括管理責任者である財務担当コンプライアンス責任者は、「新潟大学における研究費等の不正防止計画」実施マニュアルを作成し、不正防止計画に係る種々の取組に関して、各部局における実務的な手順等を明確化している。 特に、研究費の適正かつ計画的な予算執行による不正防止の観点から、予算執行状況に関するモニタリングについて明記している。ここでは、部局責任者及び事務部門の予算執行状況の確認時期や、予算執行の遅延等を把握した場合の対応(遅延理由の確認や必要に応じて繰越制度の利用を助言するなど)等の具体的な手順を示しており、各部局における取組の水準の平準化を図っている。

機関名:東京海洋大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
該当なし
特徴的な取組事例
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 【コンプライアンス教育の実施について】 ○ 3年毎の e-ラーニングと別に、各学部教授会において、防止計画推進部署の担当職員によるコンプライアンス教育に関する説明、または、公的研究費の管理・運営に関わる全ての者を対象とした外部講師によるコンプライアンス教育に関する説明会を、毎年度実施している。 また、年に1回、競争的研究費等の運営・管理に関わる事務系職員を対象とした会計基礎研修において、監査法人所属の公認会計士、及び東京海洋大学の防止計画推進部署の担当職員によるコンプライアンスに関する説明を行っている。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【研究者の出張計画の実行状況等について】 ○ 内部監査とは別に、事務部局において、年2回、提出された出張報告書を無作為に抽出し、出張先の相手方に書面またはメールにて照会し、出張日、用務内容及び相手方の職名・氏名の確認を行っている。

機関名:九州大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規程において、最終報告書に記載すべき内容が明確に定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規程を改正することとした。
特徴的な取組事例
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 2 ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 ○「会計処理に係る質疑応答」を作成し、学内ウェブサイトに掲載することにより、いつでも構成員が閲覧できるようにしている。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 ○事務手続き等において発生した手続きの間違いを「ヒヤリハット案件」として収集し、当該案件があった場合は、再発防止の通知を学内に周知している。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 ○取引業者に対して、納品物品の持ち帰りや反復使用は不正行為であることを意識づけるため、3年に1回、「受注・納品に関するルール理解度チェックテスト」を実施している。正解率の低かった項目については、正しい情報を周知するためのポスターを作成し、掲載を行うとともに、特に成績の低い取引業者に対しては、個別に連絡し、九州大学との取引に関する留意事項の周知と適正な取引の協力を要請している。 第6節 モニタリングの在り方 【専門的知識を有する者の活用について】 ○他大学の監査担当部門の職員との間で、相互の監査計画書及び監査報告書を基に、専門的な知識を有する者の活用方法、旅費の確認方法及び監査報告内容等についての意見交換を実施し、監査計画の立案等に活かしている。 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○内部監査のリスクアプローチ監査として、研究代表者に対してヒアリングを行い、研究費の使用についての理解度などを確認するとともに、取引業者に対するアンケートの実施や、取引業者の役員や担当者との意見交換を行い、不正取引が行われていないか確認の上、取引に関する不正リ

スクの洗い出しや取引先のコンプライアンス意識の向上を図っている。

機関名: 国立遺伝学研究所

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 エ 認定 オ 配分機関への報告及び調査への協力等 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 内部規程において、最高管理責任者が、調査委員会から調査の報告を受けて、不正を認定することと定めてられていた。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに、調査委員会において不正の認定を行うよう、内部規程を改正することとした。
特徴的な取組事例
該当なし

機関名:長野大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 「不正防止計画」の定めに基づいて研修が行われているが、コンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な計画が定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに「コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画」を策定することとした。 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ コンプライアンス教育において理解度の低い者に対する方策が実施されていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年10月よりコンプライアンス教育実施後の理解度テストにおいて、点数基準(正答が6割に満たない者)を明確にしたうえで、一定基準を下回る者に対して再テストを実施することとした。 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 イ 調査委員会の設置及び調査 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規則において、「調査委員会が、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する」ことが定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規則を改正することとした。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 非常勤雇用者の雇用管理が研究室で行われており、事務部門における確認が不十分であった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年9月に事務部門で非常勤雇用者に対する勤務状況の確認やヒアリングなどの雇用管理を実施し、今後も定期的に実施する体制とした。 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 競争的研究費の管理体制に係る監査の実施について、監査計画等に明記されていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに内部監査手順マニュアルへ追記することとした。

特徴的な取組事例
該当なし

機関名:横浜市立大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ コンプライアンス推進責任者に対し、自己の管理監督又は指導する部局等における研究費の執行・管理に関するモニタリングが徹底されておらず、構成員に対する指導体制に不十分な点が確認された。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに、コンプライアンス推進責任者が部局内における研究費の管理・執行の状況をモニタリングし、構成員に適切な指導を実施できる体制を構築することとした。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 オ 配分機関への報告及び調査への協力等 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規程において、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出することが明文化されていない。 ＜機関側の対応＞ 令和7年1月までに学内規程を改正することとした。
特徴的な取組事例
該当なし

機関名: 沖縄県立芸術大学

調査の所見

ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。

指導・改善事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【最高管理責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

不正防止対策の基本方針を策定していなかった。

<機関側の対応>

令和7年3月までに策定のうえ、周知することとした。

【コンプライアンス推進副責任者について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

「コンプライアンス推進副責任者」に相当する者の任命は行われているが、学内規程において、副責任者を設置することが明文化されていなかった。

<機関側の対応>

令和7年3月までに学内規程を改正することとした。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

<文部科学省からの指導・改善事項>

研究者から誓約書を提出させていたが、誓約書を提出することを規程等により明文化されていなかった。

<機関側の対応>

令和7年3月までに改善することとした。

<文部科学省からの指導・改善事項>

研究代表者から誓約書の提出を求めているが、競争的研究費等の運営・管理に関わる研究者や事務職員からは提出を求めていなかった。

<機関側の対応>

令和7年3月までに誓約書を提出させることとした。

<文部科学省からの指導・改善事項>

研究者から提出を求める「誓約書」で、必要な3項目のうち、「規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること」が記載されていなかった。

<機関側の対応>

令和7年3月までに改善することとした。

特徴的な取組事例

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【コンプライアンス推進責任者について】

○ モニタリングの実施にあたり、事務職員に対して、関係規定の認識不足による誤った事務処理を防止するため、支出関係規定の抜粋及びチェックリストを作成、周知するとともに、本チェックリストの使用を要請し、適切な事務処理を促している。

第6節 モニタリングの在り方

【専門的知識を有する者の活用について】

○ 他機関職員の視点を取り入れることによって監査の質を向上させることを目的として、沖縄県立看護大学との間で、毎年度、相互監査を実施している。

機関名: 追手門学院大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第1節 機関内の責任体系の明確化 2 監事に求められる役割の明確化 【監事について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 監事が、モニタリングや内部監査で明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかについて確認しているが、役員会等において報告を行っていない。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月から協議会（役員会に相当する会議）で報告することとした。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 業者等の外部者に対して、告発窓口は案内しているものの、告発の方法や告発者保護に関する手続等をホームページ等で案内していない。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに外部者による告発方法や告発者保護等に関する案内をホームページ上に掲載することとした。 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 イ 調査委員会の設置及び調査 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規程において、調査委員会が不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を実施することが明確に定められておらず、規定すべき事項に不十分な点が見られる。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規程を改正することとした。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、一定以上の取引のある業者に対してのみ周知しており、取引業者全体に広く周知されていない。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに全ての業者に対して周知できるよう、不正対策に関する方針及びルール等をホームページへ掲載する。 第5節 情報発信・共有化の推進 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞

競争的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置しているが、明確にホームページ等で公開していなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに、ホームページ上の記載をわかりやすく整理するとともに、相談窓口を明示することとした。
特徴的な取組事例
該当なし

機関名:立教大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 イ 調査委員会の設置及び調査 エ 認定 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規程において、不正に係る調査における調査事項として、「不正使用の相当額」が規程上明記されていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年 11 月に学内規程の改正を行った。
特徴的な取組事例
該当なし

機関名: 千葉工業大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施や啓発活動は実施していたが「コンプライアンス教育に関する実施計画」及び「啓発活動に関する実施計画」は、策定していなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年10月にコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定した。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 3 職務権限の明確化 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 競争的研究費等の事務処理（発注・検収・支払・物品管理などの会計関係、旅行命令・依頼などの出張関係、採用・兼業などの人事関係など）に関する構成員の権限と責任について、規程等の定めがなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年11月にマニュアルを改正し、構成員の権限と責任について明記するとともに、大学ホームページに公開した。 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ア 告発等の取扱い ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規程において、告発等を受け付け、本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に30日以外に報告することが「原則として」とされており、ガイドラインにおける要請事項と整合していなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年10月に学内規程を改正した。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 検収業務を事務部門が実施しているが、規程の定めと異なる部署による検収が慣例により行われていた。 ＜機関側の対応＞ 令和6年9月より、規程に定められた部署から検収業務の依頼に係る通知を発出することで取扱いを明文化した。

特徴的な取組事例
該当なし

機関名:福岡大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 2 ルールの明確化・統一化) 【ルールの周知について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してルールの周知徹底を研究者に任せているが、具体的な周知方法等が明確になっていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年2月までに、学生等に対するルールの周知方法等を明確に記載した文書等を作成し、研究者に周知を行い、実施することとした。 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ア 告発等の取扱い ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規程において、告発等の受付から30日以内に告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに当該調査の要否を配分機関に報告する扱いが明確になっていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年2月までに規程の改正を行うこととした。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 検収業務について、教育職員も含めて行われていた。 また、マニュアルにおいて、据え付け調整等の設置作業を伴う納品時の検収方法及び役務の提供における検収方法について、現場での確認など明確に記載されていなかった ＜機関側の対応＞ 原則、事務部門において検収業務を実施することとして、実施に向けて関係部署と調整を行い、令和7年2月までに規程を改正することとした。 検収方法について、令和7年2月までに検収マニュアルを作成、周知するとともに、次年度用のマニュアルにおいて明文化することとした。 【特殊な役務に関する検収について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ マニュアルにおいて、特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)や有形の成果物がある場合の検収について、明確に記載されていなかった。 ＜機関側の対応＞ 原則、事務部門において検収業務を実施することとして、令和7年2月までに、役務提供時における検収方法について検収マニュアルを作成、周知するとともに、次年度用のマニュアルにおいて明文化することとした。

特徴的な取組事例
該当なし

機関名:国立研究開発法人産業技術総合研究所

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 統括管理責任者が確認した不正防止計画の実施状況等について、定期的に最高管理責任者へ報告ことになっていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年度から不正防止計画の実施状況等を最高管理責任者へ定期的に毎年度報告することとした。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 機関内の年度計画に基づいてコンプライアンス教育及び啓発活動を実施しているが、具体的に、回数、実施時期が計画に記載されていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに来年度のコンプライアンス教育及び啓発活動に関して、回数、実施時期を計画に明記することとした。 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 不正に係る調査の体制・手続等について、一部の項目が解釈で運用されており、規程上明確に定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までにより明確な規程になるよう改正することとした。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 適正な予算執行の観点から、科研費以外の競争的研究費等について、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを事前に周知していなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年度から、科研費以外の競争的研究費等における取扱いについても内部説明会において周知することとした。

特徴的な取組事例
該当なし

機関名:公益財団法人東京都医学総合研究所

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 【統括管理責任者について】 【コンプライアンス推進責任者について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 所内要綱において、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の役割が明確になっていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに所内要綱を改正することとした。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 オ 配分機関への報告及び調査への協力等 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 所内要綱において、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議すること及び調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることを定めていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに所内要綱を改正することとした。 第5節 情報発信・共有化の推進 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 所内要綱において、ルールに関する相談窓口を設置することを定めておらず、また、相談窓口を設置していなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに所内要綱を改正するとともに、相談窓口の設置及び周知を行うこととした。 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査部門について】 所内要綱において、内部監査部門が最高管理責任者の直轄的な組織であることを定めていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに所内要綱を改正するとともに、体制を整備することとした。

特徴的な取組事例
該当なし

機関名:防衛医科大学校

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 「不正防止計画」において、コンプライアンス教育の受講後に誓約書を提出することと定めていたが、実際には、公募事業に応募する際に研究代表者と研究分担者から誓約書を提出させ、公的研究費の運営・管理を行っている事務職員からは誓約書を徴収していなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに体制を整備し、対象となる者から誓約書を提出させることとした。 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 オ 配分機関への報告及び調査への協力等 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規則において、「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規則を改正することとした。
特徴的な取組事例
該当なし

機関名:福島大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、貴学から提出された報告書に基づき概ね適正に整備・運用されていることを確認したが、令和5年度に続き令和6年度にも類似の不正使用事案が発覚したことを踏まえ、再発防止策の実効性や継続性を担保する観点から、再発防止策に係る項目について令和7年度も継続して調査を実施する。
指導・改善事項
該当なし
特徴的な取組事例
第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等】 ○ 物品等請求システムにより、随時、予算の執行状況や備品購入等の執行計画を確認する際に執行率 の基準を設定しており、執行に遅れ等が認められる研究者に対し定期的に早期執行を促すとともに、懸案予算についてモニタリングできる体制を構築している。

機関名: 北陸先端科学技術大学院大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
該当なし
特徴的な取組事例
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 【啓発活動の実施について】 ○ 公的研究費の不正使用防止に関するポスターについて、日本語版だけでなく、英語版も作成し、学内の掲示板及び電子掲示板に掲示している。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 ○ 納品物品については、必ず事務部門の検収担当者で検収することとし、検収の際に開封し、元の状態に戻せなくすることで、持ち帰りや反復使用を防止している。また、システムで自動付番された番号を発注から納品・請求まで一元管理することで、2重の発注・納品・支払いを防止している。 第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 ○ 会計監査人からのアドバイスを受け、そのアドバイスを踏まえ、各関係部署に情報共有することなどにより従来の取組の見直し、改善を図っている。

機関名:愛知学院大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 【統括管理責任者について】 【コンプライアンス推進責任者について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規程において、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者について定められていたが、役割が明確に定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規程を改正することとした。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 【コンプライアンス教育の実施について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 競争的研究費等の運営・管理に関わる事務部門の職員に対して、コンプライアンス教育を実施していなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに、競争的研究費等の運営・管理に関わる事務部門の職員に対して、コンプライアンス教育を受講させることとした。 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 イ 調査委員会の設置及び調査 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 不正に係る調査に関し、調査委員会の第三者以外の委員となる者について、告発者及び被告発者と利害関係を有さないよう運用されていたものの、学内規程において当該事項を定めていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規程を改正することとした。 オ 配分機関への報告及び調査への協力等 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規程において、最終報告書に記載すべき内容が、ガイドラインで定める内容と異なっていた。 ＜機関側の対応＞ 令和7年3月までに学内規程を改正することとした。

特徴的な取組事例
第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【研究者の出張計画の実行状況等について】 ○ 科研費の用務による出張の場合、出張者に対して、別様式により研究課題名と用務内容との関連について詳細に記載のうえ、提出させている。 第6節 モニタリングの在り方 【専門的知識を有する者の活用について】 ○ 会計事務所との間で内部監査支援業務として契約締結を行い、公認会計士と一緒に内部監査を実施している。 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 ○ 内部監査室の主催で年1回開催している内部監査結果報告会において、内部監査支援業務として契約締結を行っている会計事務所に所属する公認会計士を講師として勉強会を開催し、内部監査の定義や不正事例のケーススタディを詳細に説明し、関係部署に理解を求めている。

機関名：四天王寺大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第1節 機関内の責任体系の明確化 2 監事に求められる役割の明確化 【監事について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 監事は、令和5年度において、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認したものの、その結果を役員会等において報告し意見を述べていなかった。また、不正発生要因が不正防止計画に反映され適切に実施されているかを確認したものの、その結果を役員会等において報告し、意見を述べていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年11月開催の教育研究評議会等（役員参加）において、監事より確認を行った結果についての報告が行われ、監事が意見を述べた。
特徴的な取組事例
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 2 ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 ○ 雇用契約を締結する学生等へは、事務部門（人事課）より、「研究補助者の皆さんへ」を配付して勤務条件と併せて不正防止の注意喚起を実施し、不正を行わないことを誓約した「誓約書」の提出を求めている。 また、令和6年度より、謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対しても、用務を依頼する研究者より、同資料を配付して事前にルール等の説明を行った上で、謝金、旅費等の執行申請を行うことを研究者に義務付けている。

機関名：鹿児島大学

調査の所見
ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。
指導・改善事項
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口について】 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 事業者等の外部者向けに相談・告発窓口を設置しホームページ上に掲載されているが、告発者保護を含む手続きが明示されていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年度中に、相談・告発窓口を案内しているホームページに告発者保護を含む手続きを明示した。 【不正に係る調査の体制・手続き等の規程等に定めている事項について】 ○ 配分機関への報告及び調査への協力等 ＜文部科学省からの指導・改善事項＞ 学内規則において、期限までに調査が完了しない場合は調査の中間報告を配分機関へ提出することが明確に定められていなかった。 ＜機関側の対応＞ 令和6年12月に学内規則を改正した。
特徴的な取組事例
第4節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ○ 非常勤雇用者の雇用管理の一環として、アルバイト等を雇用する際は、その雇用期間中に被雇用者に対するヒアリングを実施し、勤務状況のモニタリングを行っている。